

奈良県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第七十二号

奈良県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

奈良県中小企業高度化資金等貸付規則（昭和四十三年二月奈良県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第二条中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号を削り、第十五号を第十三号とし、第十六号から第二十二号までを二号ずつ繰り上げる。

第三条第二項の表中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を削り、第九号を第七号とし、第十号から第十六号までを二号ずつ繰り上げ、同条第三項の表貸付区分の欄の一中「第十一号及び第十二号」を「第九号及び第十号」に改め、同欄の二中「第七号及び第九号から第十一号」を「及び第七号から第九号」に改め、同欄の三中「第十二号」を「第十号」に、「第十一号」を「第九号」に改め、同欄の四中「第十二号」を「第十号」に、「第十五号」を「第十三号」に、「第十六号」を「第十四号」に改め、同表利率の欄中「年一・〇五パーセント」を「年〇・八五パーセント」に改め、同条第四項第二号中「第七号又は第十一号」を「第六号又は第九号」に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「第十一号又は第十二号」を「第九号又は第十号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号中「第七号、第八号、第十一号又は第十二号」を「第六号、第九号又は第十号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号中「第七号又は第十二号」を「第六号又は第十号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号中「第十一号」を「第九号」に改め、同号を同項第六号とし、同項中第八号を第七号とし、第九号及び第十号を削り、同項第十一号中「第七号、第十一号又は第十二号」を「第六号、第九号又は第十号」に改め、同号を同項第八号とし、同項第十二号中「第四号、第五号、第七号、第十号、第十一号又は第十二号」を「第四号から第十号（第七号を除く。）」に改め、同号を同項第九号とし、同項第十三号中「第七号、第八号又は第十一号」を「第六号又は第九号」に改め、同号を同項第十号とし、同項第十四号中「第七号、第十一号又は第十二号」を「第六号、第九号又は第十号」に、「（第七号）を」（第六号）に改め、同号を同項第十一号とし、同項第十五号中「第十一号」を「第九号」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十六号中「第九号」を「第七号」に、「第十一号」を「第九号」

に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十七号中「第十三号又は第十四号」を「第十号又は第十二号」に改め、同号を同項第十四号とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の奈良県中小企業高度化資金貸付規則の規定により貸付けの決定を受けた中小企業高度化資金については、なお従前の例による。